

令和 8 年度国民健康保険制度の改正について

1 制度改正の内容

(1) 国民健康保険料の賦課限度額の引上げ

国民健康保険料の賦課限度額が次のとおり変更となる。

	(現行)	(改正)
基礎賦課額（医療給付費分）の賦課限度額	66万円	→ 67万円

(国民健康保険料は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の3つで構成されており、このうち、今回、医療給付費分のみが変更となり、後期高齢者支援金分・介護納付金分の変更はない。)

※来年度から、別紙の通り、子ども子育て支援納付金分も新たに徴収することとなります。

(2) 国民健康保険料の保険料軽減判定に係る所得基準額の引上げ

保険料軽減は、所得に応じて均等割額及び平等割額を軽減する制度。この軽減判定に係る所得基準額が次のとおり変更となる。

均等割額：加入者一人当たり定められた額

平等割額：1世帯当たり定められた額

◀ 所得基準額 ▶

軽減区分	現 行	改 正
7割軽減	43万円+10万円 ×(給与所得者等の数-1)以下	変更なし
5割軽減	43万円+ <u>30.5万円</u> ×被保険者数+10万円 ×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+ <u>31万円</u> ×被保険者数+10万円 ×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	43万円+ <u>56万円</u> ×被保険者数+10万円 ×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+ <u>57万円</u> ×被保険者数+10万円 ×(給与所得者等の数-1)以下

改正箇所

2 施行期日

令和8年4月1日